

温泉でほっ！とシェアスタートイベント開催業務に係る 企画提案コンペ募集要領

スタートイベント開催業務の受託を希望する事業者を次のとおり募集します。

1 目的

本県における家庭部門からの二酸化炭素排出量は、1990年と比べ約1.8倍に増加しており、その排出源対策が喫緊の課題となっている。家庭部門における温暖化対策の取組の一つとして、温泉及び銭湯施設をシェア(入浴)することにより家庭のお風呂から出る二酸化炭素量の削減につながる、温泉でほっ！とシェアの浸透を図るとともに、県民が主体となり、気軽に・楽しく・コツコツと地球温暖化防止活動に取り組む機運の醸成を図ることを目的とし、スタートイベントの開催を行う。

2 業務の概要

(1) 業務名

温泉でほっ！とシェアスタートイベント開催業務

(2) 委託内容

別添「温泉でほっ！とシェアスタートイベント開催業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から平成30年1月31日

(4) 予算額

993,600円(消費税及び地方消費税込み)

3 応募者の資格

- (1) 本事業の業務の遂行にあたり、十分な能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 平成29年7月3日までに「平成29・30・31年度愛媛県競争入札参加資格者一覧」に登録されること。なお、参加申し込み及び企画提案の提出は登録見込みで提出いただくことができますが、申請の不備や審査の結果、前述の期日までに登録がなされなかった場合は、参加申し込み及び提出のあった企画提案は無効の取扱いとなりますので、予めご了承ください。

登録申請手続きを行っていない事業者は、早急に手続きを行ってください。(申請書の提出後、審査の時間が必要となります。また、申請書類の準備のほか、申請に不備がある場合には書類の追加提出等で時間を要することとなりますので、直ちに手続きを始められることをお勧めします。)

県ホームページでも申請方法をご案内しています。

製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び参加審査に関する要綱関係

<http://www.pref.ehime.jp/sinsei/bunya/gyouse.html>

- (6) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

- (8) 本県内に本社、支社又は営業所を有し、愛媛県と緊密な連絡体制が構築できること。
ただし、支社、営業所にあつては、平成29年4月1日時点で1年以上の営業実績を有していること。

4 企画提案について

(1) 参加申込

企画提案コンペに参加しようとする事業者は、次により別添「温泉でほっ！とシェアスタートイベント開催業務に係る企画提案コンペ参加申込書」（様式1）を提出してください。

○提出期限 **平成29年7月3日（月）17:15（必着）**

○提出方法 FAX又はメール

○提出先 「7 問い合わせ先・提出先」のとおり

(2) 質問及び回答

質問がある場合は、上記(1)に示す提出期限までに、同様の方法で「質問書」（様式2）を提出してください。

回答は、参加申込者全員に対し行います。

(3) 企画提案書の提出

①企画提案書の構成等

ア 企画提案書の提出書及び申告書（様式3）

イ 企画提案書（様式自由）

別添「温泉でほっ！とシェアスタートイベント開催業務 提案依頼内容」を網羅した内容としてください。（10ページ以内）

ウ 見積書（様式自由）

〔あて先は、愛媛県知事あてとし、「代表者印」を押印してください。
また、経費の内訳を記載してください。〕

エ 会社のパンフレット

②規格

原則としてA4判タテ、横書き、左綴じで作成してください（着色可）。

③提出部数

8部（ア及びウは1部のみ正本、残り7部は副本で可。）

④提出期限及び提出方法

○提出期限 **平成29年7月10日（月）17:15（必着）**

○提出方法 持参（土・日、祝日を除く。）または郵送（書留）としてください。

○提出先 「7 問い合わせ先・提出先」

5 選考

(1) 選定の方法

① 審査は、県が別途設置する選定委員会において企画提案書およびプレゼンテーションにより審査し、最も優れた提案を行った事業者（委託候補者）を選定します。

② 企画提案者が1者だった場合には、総合的に評価して委託候補者としての適否を判断します。

(2) プレゼンテーションの実施方法

① 1企画提案書あたり20分以内で説明を行い、説明終了後に選定委員が質問を行います。1企画提案書あたりのプレゼンテーションの時間は、説明と質疑を含めて30分以内とします。

② その他、プレゼンテーションの実施日時、場所等詳細については、別途対象者に通知します。なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は上記4（1）の参加申込みの受付順とします。

【選考のポイント】

提案された企画は次の項目により審査します。

○企画性

- ・スタートイベントを通じて温泉でほっ！とシェアの浸透を図ることができるものとなっているか。また、気軽に・楽しく・コツコツと地球温暖化防止活動に取り組む機運の醸成を図ることができるものとなっているか。

○的確性

- ・本事業の目的を正しく理解し、仕様書の主要な要件を満たした適切な提案内容となっているか。
- ・PR効果が高く、実現可能な企画となっているか。

○経済合理性

- ・提案内容に対して開催費用が合理的なものとなっているか。
- ・見積額及び積算内訳・根拠は適当か。

○実効性

- ・過去に類似のイベントを行った経験を有しているか。
- ・事業の遂行に十分な能力を有しているか。

(2) 企画提案書の評価

応募者全員に審査結果を文書で通知します。(ただし、点数や順位をお知らせするものではありません。)

(3) その他選考に係る留意事項

①次に該当する場合は企画提案書の提出を無効としますのでご注意ください。

- ・企画提案書や申告書に虚偽の記載をした場合。
- ・参加条件を満たさない事業者や選考過程で参加条件を満たさなくなった場合。
(平成29年7月10日までに「平成29・30・31年度愛媛県競争入札参加資格者一覧」へ登録されなかった場合を含みます。)
- ・見積書の金額が、2(4)委託料上限額を超える場合。

②提出後の企画提案書については、記載内容の変更はできません。

③提出された企画提案書は返却しません。

④企画提案書の作成及び提出、面談等に伴う費用は、全て企画提案者の負担となります。

⑤「企画コンペ参加申込書」を提出した事業者が、企画提案書を提出期限までに提出しなかった場合は、「企画コンペ」への参加を辞退したものとみなします。

6 契約

(1) 選定された委託候補者と、提出いただいた企画提案を基に業務について協議を行い、仕様書を作成します。したがって、協議の過程で提案内容の一部変更がある場合があることをご了知ください。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとします。

(2) 協議のうえ、決定した仕様書に基づき、委託候補者から見積書を提出いただき、予定価格の範囲内であることを確認して契約書を締結することとなります。(契約保証金は愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定により取り扱います。)

7 問い合わせ先・提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県県民環境部環境政策課温暖化対策グループ(松浦、寺尾)

電話089-912-2349 FAX089-912-2344 E-mail kankyou@pref.ehime.lg.jp